

税務相談室

事業保険と利子補給金

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私は内科の個人病院を営んでいますが、私が契約者(保険料負担者)および保険金受取人で、看護師等の職員を被保険者とする養老生命保険に加入し、職員が退職するときには、保険金(満期前退職のときには、契約を職員名義に変更します)を退職金として職員に支給することにしています。

この保険について、保険料また保険事故が発生した場合の保険金に対する課税はどのようになりますか。

2. 友人の町では医師誘致政策の一環として、新たに開業する医師に対して、医療施設や設備の取得のために充てた借入金の利子相当額を補助されているとのこと。この補助金は課税上どのように取扱われますか。

回答

1. 事業主が受け取る事業保険の保険金は、結果として課税関係は生じません。

事業主が職員を被保険者として、自分を保険金受取人とする保険契約(いわゆる事業保険)に加入し、その保険料を支払っている場合における保険料や保険金については、次のように取り扱われます。

- 1) 満期保険金を支払う定めのない契約(定期保険)
 - イ 事業主が支払う保険料の取扱い
その保険料に係る期間の経過に応じて必要経費に算入します。
 - ロ 事業主が受け取る保険金等の取扱い
保険金・解約返戻金・保険料に係る剰余金割戻金等は、その支払を受けるべき年分の事業の収入金額に算入します。
- 2) 満期保険金を支払う定めのある契約(養老保険)
 - イ 事業主が支払う保険料の取扱い
その保険契約期間の満了または契約の失効・解除・解約の時までは、資産に計上します。
そして、その保険契約の期間の満了または契

約の失効・解除・解約の時に、資産として計上されている保険料の額を必要経費に算入します。

- ロ 事業主が受け取る保険金等の取扱い
保険金・解約返戻金は、その支払を受けるべき年分の事業の収入金額に算入します。
また、保険料に係る剰余金・割戻金等は、資産として計上されている保険料の額から控除します。

ところで、ご質問の場合は、保険金は退職金として職員に支給することになっているとのことですから、事業主である先生の事業所得の計算上一旦は総収入金額に算入することになりますが、一方では、その職員に対する退職金として必要経費に算入することになり、保険金そのものについては、結果として、事業主である先生には何らの課税も生じないこととなります。もちろん、職員についてはその保険金は退職所得として課税を受けることとなります。

この場合、職員の退職が死亡に基因しているときは、その保険金は死亡退職金として「みなし相続財産」に該当することになりますから、所得税の課税関係は生じませんが、相続税が課せられることになります。

なお、ご質問では保険契約の満期前に退職するときには、契約を職員名義に変更して保険証券を職員に退職金として与えることにしているとのことですが、この場合には、資産として計上していた保険料の額があるときは、その額は必要経費に算入することになり、一方職員に対しては、その保険契約に関する権利を退職給与として課税することになります。

回答

2. 雑収入として、事業所得の収入金額に算入する

市町村などが医療施設や設備などの取得や改良に充てるために借り入れた資金の利子相当額を補助する例としては、ご質問の場合のような、いわゆる医師誘致策として行われる場合だけでなく、救急医療施設や設備などを整備する目的で行われる場合などがあるようです。

ところで、医療を営む人が、その医療施設や設備などを取得したり改良したりするために必要な資金を借入金によって賄い、その借入金の利子を支払っている場合において受ける利子相当額の補助金は、医業という事業に関連して受ける収入であると考えられます。このことは、借入金の利子が医業所得の必要経費に算入されることからいっても、合理的な取扱いといえましょう。

しかし、その収入は患者を診療したことによって受けるものではありませんから、診療収入に該当しないことになり、雑収入として事業所得の収入金額に算入することになります。